次期防衛装備品等調達システムの整備事業計画の策定に関する情報提供企業の募集

防衛装備庁は、中央調達に係る次期防衛装備品等調達システムの整備に向け、現行システムの資産活用を基本とした情報システムの開発、製造、整備を行い、現中央調達システムの運用期間を踏まえた必要な時期に次期防衛装備品等調達システムの運用を開始するための実現可能な事業計画を策定するにあたり、以下のとおり、情報提供を行う意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和８年１１月２０日
防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室
防衛装備庁調達事業部需品調達官付

１．募集の目的

防衛装備庁では、防衛省・自衛隊の任務遂行に必要な装備品及び役務等の調達（以下「中央調達」といいます。）の業務処理を支援する情報システムとして、現在、防衛装備品等調達システム（以下「中央ＤＥＰＳ」といいます。）を運用しています。そしてこれが、令和１２年７月末にシステム運用終了を迎えるため、後継となる次期中央ＤＥＰＳの整備を検討しております。

防衛装備庁では、今後ますます防衛調達の規模が増大していくことが予想される中、中央調達の業務を途切れなく、円滑かつ継続的に処理できることがシステム換装の大前提と考えていますが、他方で、現行の中央ＤＥＰＳの運用終了のタイミング、新旧システムの切り替えに必要な併用期間等を考慮すれば、後継となる中央ＤＥＰＳの整備に十分な猶予があるとはいえない状況だと考えており、工期の短縮やユーザビリティの維持の観点から、現行の中央ＤＥＰＳの既存の資産（プログラム（ソースコード)、データ、設計書等のドキュメント類など）を可能な限り活用し、次期中央ＤＥＰＳの整備を進めたいと考えているところです。

ついては、この検討の資とするため、第３項の情報提供依頼内容について必要な知見、能力を有する企業のうち、本検討に関する情報を提供する意思のある企業（以下「情報提供企業」という。）を募集することといたしました。

２．情報提供企業の要件

情報提供企業となる要件は、次の各号を全て満たすこととします。

なお、現行中央ＤＥＰＳのシステム整備事業に参画しているかどうかは問いません。

⑴　次期中央ＤＥＰＳの整備事業への参画の意思又は参画のための積極的な検討を行う意欲があり、かつ、必要な情報提供が可能な知見を有すること。

⑵　提供する情報の内容について、必要に応じて防衛装備庁長官官房総務官付情報ステム管理室（以下「情報システム管理室」という。）からの内容確認や所要の追加修正等を行うためのヒアリングに応じることができること。

３．情報提供依頼内容

実現性のあるスケジュール、線表と当該スケジュールによるための条件や前提、工夫、考え方その他参考事項について検討・整理いただき、次の各号について情報提供にご協力をお願いいたします。

⑴　次期中央ＤＥＰＳ整備事業期間（実整備としてＲ１０～Ｒ１３を想定（別紙第１も参照）。ただしこれに限定されない。）の実現可能な実施計画に係る情報の提供

次項に示す制約事項を考慮の上、防衛装備庁が指定する期間における具体的な次期中央ＤＥＰＳ整備に係る事業線表を設定する。

設定したそれぞれの事業線表については、具体的にどのような根拠、手法、技術等に基づき、当該期間となったかを説明できる必要がある。

逆に、当該期間と設定するための条件、前提等があれば、それを明確化するものとする。

更なる詳細については、第５に規定する情報提供意思表明書の提出後に提示する別資料にて示す。

⑵　上記実施計画に必要となる概算費用（事業別、年度別）。費用算出に条件等がある場合はそれを含む。

４．制約事項

「３．情報提供依頼内容」の情報提供に当たり、次の各号について考慮してください。

⑴　必達事項

防衛装備庁が次期中央ＤＥＰＳ事業の実施に当たり、確実に考慮し反映すべき事項は次のとおり。

ア　新旧システムの併用期間を３ヶ月程度確保した上で、現中央ＤＥＰＳから次期中央ＤＥＰＳに円滑に移行できること。なお、本号は、円滑な移行を必達とし、併用期間の長さについては推奨事項として取り扱う。

イ　現行の中央ＤＥＰＳの業務処理の継続性を考慮し、ユーザビリティ、特に利用者（主として防衛装備庁調達事業部に所属する職員及び中央調達に参加する事業者）が直接的に目にする画面とそのトランジションについては現行中央ＤＥＰＳから変更しないこと。

⑵　推奨事項

防衛装備庁が次期中央ＤＥＰＳ事業の実施に当たり、可能な限り考慮し反映を要望する事項は次のとおり。

ア　防衛省が令和１０年度に運用開始するために整備を進めている「新文書管理システム（仮称）」のシステム間連接による利用

⑶　その他

前２項に定めるもののほか、情報提供者において、本件ＲＦＩに基づき提供を検討する情報の諾否や精度等に大きく影響するものであって、予め当該事項が防衛装備庁にとってどのような扱いと想定するかについて確認する必要がある事項については、防衛装備庁に問い合わせることができる。

４．貸付可能な資料等

⑴　本件ＲＦＩの検討に当たり必要な場合、ＮＤＡ（秘密保持契約書）を締結の上、以下の資料等の貸与を受けることができる。貸与の方法及び媒体は、当事者間の協議による。

ア　業務要件定義書、システム化要件定義書

イ　設計書関連（システム設計書、プログラム基本設計書、プログラム詳細設計書）

ウ　データ定義書、ロードモジュール、ソースプログラム

エ　計画書関連（プロジェクト計画書、プロジェクト管理要領）

オ　次期システムに係る防衛装備庁内の検討資料（現行中央ＤＥＰＳ整備における反省・教訓事項の整理、次期中央ＤＥＰＳで実装を予定する機能）

⑵　前項に示す資料等のほか、必要なものがある場合、その取扱いは当事者間の協議による。

５．応募方法及び今後の進め方

⑴　情報提供する意思のある企業は、「情報提供意思表明書」（別紙第２）を、担当窓口のメールアドレスにご提出ください。なお、情報提供意思表明書は、第２項 「情報提供企業の要件」に示す情報提供企業の要件を全て満たすことを誓約する書面を兼ねるものとして取り扱います。

⑵　提出後、担当窓口より、依頼内容について細部を示した資料等を送付いたしますので、それを熟読の上、令和９年１月１５日（金）１７時までに情報提

供をお願いします。

⑶　資料及び回答に関する疑義等は、担当窓口にお問い合わせください。

⑷　担当窓口にて情報提供を受領後、必要な場合、内容についての確認や対話の実施の調整を行う場合がありますので協力をお願いいたします。対話は対面・オンラインのいずれでも選択可能です。

５．その他

⑴　本情報提供依頼は、次期中央ＤＥＰＳ事業の実施を確約するものではありません。

⑵　本情報提供依頼への回答は、将来における事業の契約業者選定に影響を与えるものではありません。

⑶　本募集に関して要する費用は、本募集に応じた企業の負担とします。

⑷　本募集に関して使用する言語は日本語、金額の記載がある場合、その単位は日本円とします。

⑸　本情報提供依頼に基づき回答し、企業側が情報システム管理室に提供する情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。ただし、防衛省以外への開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記することにより、情報提供企業の許可なく開示することはありません。

⑹　企業側が情報システム管理室に提供する情報提供書は返却いたしません。また、情報提供書の内容及び第２項第２号に示すヒアリングで交わされた内容について、情報システム管理室及び次期ＤＥＰＳ整備事業に係る支援事業者における次期ＤＥＰＳ事業の検討に用いる以外の用途には使用しません。

６．担当窓口

〒１６２－８８７０　東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室
桒嶋、岡村、戸ヶ崎、山口
電話番号：03-3268-3111（代表）
（内線）32502、32508、32509、32510
メールアドレス：kuwajimaj0@atla.dss.mod.go.jp
okamurat2l@atla.dss.mod.go.jp
togasakjo5@atla.dss.mod.go.jp
yamagucs9i@atla.dss.mod.go.jp

別紙第１

事業スケジュール（基本）

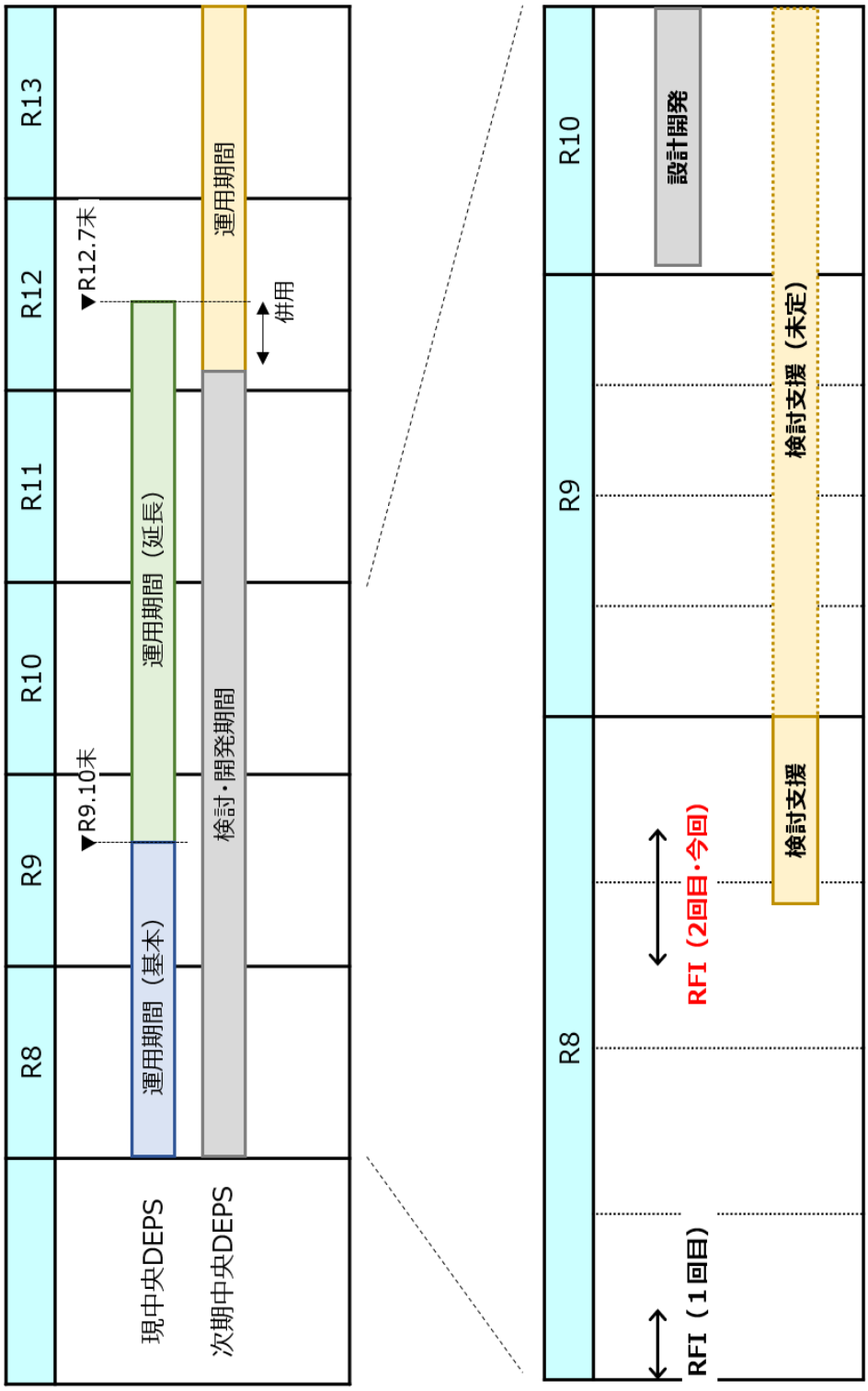

別紙第２

防衛装備庁長官官房総務官付
情報システム管理室 殿

所在地
企業名
代表者

情 報 提 供 意 思 表 明 書

当社は、「次期防衛装備品等調達システムの整備事業に関する情報提供企業の募集」第２項「情報提供企業の要件」を全て満たし、次期防衛装備品等調達システムの整備事業に関する情報提供の意思がありますので、意思表明します。

１　企業名

２　所在地

３　担当者所属・氏名

４　電話番号

５　電子メールアドレス

６　その他特記事項